

開 議 午後1時

○議長（長内直也） ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（長内直也） 出席議員数は、66人です。

○議長（長内直也） 本日の会議録署名議員としてこんどう和雄議員、熊谷誠一議員を指名します。

○議長（長内直也） ここで、事務局長に諸般の報告をさせます。

○事務局長（保木一成） 報告いたします。

去る6月2日、市長から、米倉みな子議員の文書質問に対する答弁書が提出されましたので、その写しを配付いたしました。

本日の議事日程、議案等審査結果報告書を配付いたしております。

以上でございます。

〔報告書は巻末資料に掲載〕

○議長（長内直也） これより、議事に入ります。

日程第1、議案第1号から第11号まで、第20号、諮問第1号の13件を一括議題とします。

委員長報告を求めます。

まず、総務委員長 おんむら健太郎議員。

（おんむら健太郎議員登壇）

○おんむら健太郎議員 総務委員会に付託されました議案2件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第1号 令和8年度札幌市一般会計補正予算（第1号）中関係分についてですが、主な質疑として、新たな消防ヘリコプターの運航に当たっては、機体や装備品の整備に加え、運用に必要な人材の育成や確保を着実に進めていくことが重要と考えるが、どのように取り組んでいく

のか。指定ごみ袋に関連して、ごみの排出に必要な不可欠なものであり、入手困難になるのではという市民の不安を払拭するため、具体的にどのように取り組むのか。予算が確保できたとしても、原材料が不足しているのであれば製造が困難になると考えられるが、ナフサは問題なく確保できているのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第1号中関係分は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 札幌市情報公開条例の一部を改正する条例案についてですが、主な質疑として、著しく不適正な請求を拒否することが可能となる一方、正当な申請まで制限されることはあってはならないと考えるが、適切な制度運用に向け、どのように取り組んでいくのか。制度の実効性を確保するためにも、写しの交付費用のみ徴収するのではなく、公開請求や閲覧についても有料化すべきと考えるがどうか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第8号は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（長内直也） 次に、財政市民委員長 三神英彦議員。

（三神英彦議員登壇）

○三神英彦議員 財政市民委員会に付託されました議案3件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第9号 札幌市税条例の一部を改正する条例案についてですが、主な質疑として、新築住宅等の固定資産税減額措置について、床面積や立地の要件見直しを踏まえ、購入検討者が事前に制度を把握することは重要と考えるが、今後どのように周知していくのか。ふるさと納税の特例控除額上限見直しについて、高所得者による他自治体への多額の寄附が制限され、本市の税収増

が期待されるが、影響をどのように見込んでいるのか。本社機能移転に係る固定資産税の不均一課税に関連して、要件を満たす事業者が事務所等を新設、増設した場合に税負担が軽減される制度であるが、これまでの適用実績はどのようなものか。特例措置の延長に伴い、本来入るべき税収が減少するが、国による財政補填は行われるのか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党田中委員から、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第9号は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号中関係分及び第5号の2件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（長内直也） 次に、文教委員長 小形香織議員。

（小形香織議員登壇）

○小形香織議員 文教委員会に付託されました議案4件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第2号 令和8年度札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付会計補正予算（第1号）についてですが、主な質疑として、貸付金の返済方法について、金融機関窓口での納付書払いのみであり、支払いやすい環境とは言えないが、システムの再構築でどのように利便性の向上を図るのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第2号は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案についてですが、質疑はなく、討論を行いましたところ、日本共産党 長屋委員

から、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第10号は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第1号中関係分及び第11号についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（長内直也） 次に、厚生委員長 水上美華議員。

（水上美華議員登壇）

○水上美華議員 厚生委員会に付託されました議案3件及び諮問1件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第1号 令和8年度札幌市一般会計補正予算（第1号）中関係分、議案第3号 令和8年度札幌市国民健康保険会計補正予算（第1号）及び議案第4号 令和8年度札幌市介護保険会計補正予算（第1号）の3件についてですが、主な質疑として、里塚斎場再整備調査に関連して、火葬場の安定的かつ継続的な運営体制の確保に向け、現実的な整備に資する調査であることが重要と考えるが、どのように進めていくのか。調査に当たっては、再整備に心理的な不安を持つ地域住民に対する情報共有と丁寧な説明が必要と考えるが、どのように行っていくのか。地域説明会において、住民からは里塚地区以外の候補地も検討してほしいとの声があったが、他の地域での整備を行う考えはあるのか。国民健康保険の高額療養費制度改正について、自己負担上限額の引上げにより、市民の受診控えなどが懸念されるが、どう認識しているのか等の質疑がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党吉岡委員から、議案第3号については否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第3号は、賛成多数で可決すべきものと、議案第1号中関係分及

び第4号の2件は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、諮問第1号 審査請求に対する裁決に関する件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、全会一致で、本件審査請求を棄却することを適当と認めるべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（長内直也） 次に、建設委員長 竹内孝代議員。

（竹内孝代議員登壇）

○竹内孝代議員 建設委員会に付託されました議案3件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第6号 令和8年度札幌市下水道事業会計補正予算（第1号）についてですが、質疑はなく、討論を行いましたところ、日本共産党池田委員から、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第6号は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号中関係分及び第20号の2件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（長内直也） 次に、経済観光委員長 小須田大拓議員。

（小須田大拓議員登壇）

○小須田大拓議員 経済観光委員会に付託されました議案第1号 令和8年度札幌市一般会計補正予算（第1号）中関係分及び議案第7号 公の施設の指定管理者の指定の件（新琴似スポーツ広場）の2件について、その審査結果をご報告いたします。

主な質疑として、企業版ふるさと納税を活用した国際カーリング大会に関連して、ウインタースポーツの裾野拡大に向けては、競技関係者のみならず、多くの市民が大会に関わる環境づくりが重要と考えるが、どう取り組んでいくのか。民間資金の活用は、企業との関係構築や地域経済活性化に有効な手法と考えるが、今回の事例を今後の大会誘致やスポーツ振興にどう生かしていくのか。新琴似スポーツ広場の供用開始に当たっては、安全性の確保や利用者の声を把握するなど、適切な運営を行うべきと考えるが、どう取り組んでいくのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第1号中関係分及び第7号の2件は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（長内直也） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長内直也） 質疑がなければ、討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

田中啓介議員。

（田中啓介議員登壇）

○田中啓介議員 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となっております議案12件並びに諮問1件中、議案第3号、第6号、第9号及び第10号の4件に反対、残余の議案等に賛成の立場から、討論を行います。

議案第3号 令和8年度札幌市国民健康保険会計補正予算（第1号）は、患者の負担増になる高額療養費制度改正に伴う国保システム改修業務費9,800万円を債務負担行為とするものです。

このたびの国による高額療養費制度の月単位の自己負担限度額を引き上げるという見直しによって、制度を利用する患者の8割が負担増となります。

また、国は、制度改正で年間約2,450億円の社会保険給付費を削減し、そのうち約1,070億円は受診日数の減少、つまり患者の受診抑制による削減を見込んでいます。

治療の中断などを招きかねず、制度を必要とする患者への自己負担の引上げはやめるべきであり、公費負担による制度の充実を図るべきです。

よって、国保システム改修業務費は認められません。

議案第6号 令和8年度札幌市下水道事業会計補正予算（第1号）に反対する理由は、都心アクセス道路事業に伴う下水道管移設事業のうち、管路布設工事について、工程に遅延が生じ、新たに49億8,100万円の債務負担行為を追加するものだからです。

創成川通の混雑度は低く、新たな道路建設による物流効果も不透明であり、多額の費用を必要とする都心アクセス道路建設は見直すべきです。

議案第9号 札幌市税条例の一部を改正する条例案に反対する理由の第1は、地域再生法に基づく本社機能移転等をする企業の固定資産税軽減措置を延長することが含まれているからです。

軽減措置で生じる札幌市税収入の減収分について、国が全額補填しないことは問題であり、延長を繰り返してきたものの、実績は乏しく、地域経済の活性化に効果があるとは言えません。

反対する理由の第2は、特定暗号資産に係る譲渡所得について、累進税率が適用される総合課税から、税率が一律の分離課税の仕組みへと変更することが含まれているからです。

これにより、譲渡所得が高いほど税負担が軽くなり、優遇されることとなります。これは、所得に応じて負担するという税制本来の原則に反するものであり、反対です。

議案第10号 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案は、療育支援に関わる理学療法士、言語聴覚士などを1保育施設につき1人に限り保育士とみなし、保育士配置基準を満たすことができるとするものです。

しかし、子どもたちを安全に保育するために定められた保育士配置基準の実質的な引下げにつな

がります。療育支援に関わる専門職は、保育士配置基準を満たした上で、加えた配置ですべきであり、反対です。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（長内直也） 以上で討論を終了し、採決に入ります。

この場合、分割して採決を行います。

まず、議案第3号、第6号、第9号、第10号を一括問題とします。

議案4件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長内直也） 起立多数です。

したがって、議案4件は、可決されました。

次に、議案第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第8号、第11号、第20号、諮問第1号の9件を一括問題とします。

議案8件は可決することに、諮問第1号は本件審査請求を棄却することを適当と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長内直也） 異議なしと認めます。

したがって、議案8件は可決することに、諮問第1号は本件審査請求を棄却することを適当と認めることに決定されました。

○議長（長内直也） 次に、日程第2、議案第21号、第22号、諮問第2号の3件を一括議題とします。

いずれも、市長の提出によるものです。

提案説明を求めます。

秋元市長。

（秋元克広市長登壇）

○市長（秋元克広） ただいま上程をされました議案2件及び諮問1件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第21号は、農業委員会委員任命に関する件であります。

札幌市農業委員会委員につきまして、辞任により1名の欠員が生じているほか、来る6月23日をもって10氏が任期満了となりますが、生野隆雄氏、上山雅彦氏、氏家正喜氏、大西智樹氏、橋場和実氏、平佐雅勝氏、藤井 徹氏、山本和夫氏、吉田長幸氏の9氏を引き続き任命するとともに、佐藤朋子氏、宮本 栄氏の2氏を新たに任命することを適当と認め、議会の同意を得るため、本案を提出したものであります。

佐藤朋子氏は、現在、公益社団法人札幌消費者協会理事をされている方であります。

生野隆雄氏ほか9氏の方は、長く農業に携わり、農業関係の公職に就任されている方です。

次に、議案第22号は、北海道公安委員会委員推薦に関する件であります。

札幌市長の推薦に係る北海道公安委員会委員につきまして、来る7月22日をもって1名が任期満了となりますが、その後任者としたしまして、岸本太樹氏を推薦することを適当と認め、議会の同意を得るため、本案を提出したものであります。

岸本太樹氏は、現在、北海道大学大学院法学研究科・法学部の教授をされており、札幌市行政不服審査会会長等を歴任された方です。

次に、諮問第2号は、人権擁護委員候補者推薦に関する件であります。

札幌市を職務区域とする人権擁護委員につきまして、来る9月30日をもって4氏が任期満了となりますが、芦田和真氏、岸 麻美氏の2氏を引き続き推薦するとともに、佐々木将司氏、鈴木康裕氏の2氏を新たに推薦することを適当と認め、議会の意見を求めるため、本案を提出したものであります。

芦田和真氏は、平成20年に弁護士の登録をされ、札幌弁護士会人権擁護委員会副委員長を務められた方で、令和2年10月から人権擁護委員に就任されている方です。

岸 麻美氏は、長く小・中学校の教諭として勤

務され、北海道教職員組合石狩支部恵庭支会女性部副部長を務められた方で、令和5年10月から人権擁護委員に就任されている方です。

佐々木将司氏は、平成17年に弁護士の登録をされ、札幌弁護士会人権擁護委員会委員長等を歴任された方です。

鈴木康裕氏は、長く教職に携わり、札幌市立あやめ野中学校校長等を歴任された方です。

以上で、ただいま上程をされました各案件についての説明を終わりますが、何とぞ原案のとおりご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（長内直也） これより、質疑・討論の通告がありませんので、採決に入ります。

議案第21号、第22号については同意することに、諮問第2号については推薦することを適当と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長内直也） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、第22号については同意することに、諮問第2号については推薦することを適当と認めることに決定されました。

○議長（長内直也） ここで、日程に追加して、意見書案第1号 2026（令和8）年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書、意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持と負担率2分の1への復元などに向けた教育予算の拡充と豊かな学びの実現を求める意見書、意見書案第4号 「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し、すべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書、決議案第1号 中東地域における人道危機の平和的解決を求める決議の5件を一括議題とします。

意見書案第1号は、民主市民連合、公明党、日本共産党及び坂元・荒井所属議員全員並びに成田祐樹議員、丸岡守幸議員及び米倉みな子議員の提出によるものであり、意見書案第2号及び決議案

第1号の2件は、民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに成田祐樹議員、丸岡守幸議員及び米倉みな子議員の提出によるものであり、意見書案第3号は、民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに成田祐樹議員及び米倉みな子議員の提出によるものであり、意見書案第4号は、民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに米倉みな子議員の提出によるものです。

これより、質疑・討論の通告がありませんので、採決に入ります。

この場合、分割して採決を行います。

まず、意見書案第4号を問題とします。

本件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(長内直也) 起立多数です。

したがって、本件は、可決されました。

次に、意見書案第1号から第3号まで、決議案第1号の4件を一括問題とします。

意見書案3件、決議案1件を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長内直也) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案3件、決議案1件は、可決されました。

○議長(長内直也) 最後に、お諮りします。

配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、各委員長から閉会中継続審査の申出がありますので、このとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長内直也) 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

[一覧表は巻末資料に掲載]

○議長(長内直也) 以上で、本定例会の議題と

した案件の審議は、全て終了しました。

○議長(長内直也) これで、令和8年第2回札幌市議会定例会を閉会します。

閉 会 午後1時29分